

第6期 第2回

令和3年11月12日（金）

2. その他

1

2. その他

①次期最終処分場の整備工事について

②清掃事務所の長寿命化工事について

③舞鶴市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画について

④第3期舞鶴市環境基本計画について

⑤プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律について

2. その他

①次期最終処分場の整備工事について



- 平成31年3月より、次期最終処分場整備工事を実施。
- 全体進捗率：約93%(令和3年9月末時点)
- 今後の工事予定：
 - 【次期処分場】洗車場・フェンス等外構設備工事、外周・場内道路舗装、電気工事、防災調整池拡張
 - 【既設処分場】雨水流入抑制シート敷設、最終覆土

3

2. その他

②清掃事務所の長寿命化工事について



- 清掃事務所長寿命化計画に基づき、焼却施設の改良工事を令和元年度から実施。令和3年度は2号炉が施工完了。令和4年度は1号炉の工事を実施予定。

2. その他

③舞鶴市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画について

◆基本理念

令和3年4月策定

地域みんなで3R

～誰もが住みやすい持続可能なまち舞鶴～

地域みんなで3R (3R=ごみ減量、再使用、資源化)

今の世代が最大限の努力をしないまま将来の世代に大きな負担を負わせることがないように、市民・事業者・行政が連携し、本市のごみの状況を深く理解し、ごみに関する行動や習慣を見直し、3Rを推進する必要があります。

持続可能なまちに向けて

市民一人ひとりがごみの3Rに取り組み、将来の環境負荷と施設整備による財政負担を小さくすること、さらには、3Rの取り組みに市民が積極的に取り組むことができる仕組みづくりが不可欠となります。

SDGs未来都市としての一般廃棄物処理基本計画



- ・この計画は平成27年に国連総会において採択された『持続可能な開発目標 (SDGs)』を意識した計画としています。
- ・SDGsの17の目標に対しては、本計画の基本方針と関わりの深い施策を通じて、全体の目標達成を目指します。

2. その他報告事項について

③舞鶴市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画について

◆基本理念に基づく基本方針

令和3年4月策定

【基本方針1】

3Rの推進

循環型社会の基本原則である3R(リデュース=ごみの減量、リユース=再使用、リサイクル=資源化)を市民・事業者・行政が一体となって推進します。

食品ロスの削減

プラスチックごみの減量・資源化・適正排出

リユース(再使用)の取り組み

紙ごみの減量・資源化

その他取り組み

【基本方針2】

住み続けられる持続可能な地域

ライフスタイルの変化や高齢化など地域社会を取り巻く状況が変化中、市民が3Rやごみの適正排出に取り組むことができる仕組みづくりを行います。

ライフスタイルの変化や高齢化への対応

ごみの適正処理

公平な受益者負担の実現

【基本方針3】

市民・事業者・行政が連携・協力して取り組む

「ごみ」や環境に関する問題は、すべての人に共通する問題であり、地域課題や行政の施策について三者(市民・事業者・行政)が交流し、情報共有する機会を確保し、連携・協力してパートナーシップで取り組みます。

ごみのことを知る・学ぶ

連携・協力と役割分担

コミュニティの維持・活性化

2. その他

④舞鶴市第3期環境基本計画について

令和3年6月策定

◆計画策定の基本的事項

■計画策定の目的

- ・持続可能な環境保全の推進
- ・環境・経済・社会をめぐり環境の解決
- ・市民・事業者・行政の具体的な環境施策の推進目標

■計画の位置づけ

- ・舞鶴市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を含む
- ・舞鶴市総合計画の環境面を補完
- ・SDGs 未来都市計画の環境面を補完
- ・舞鶴市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画に具体的取り組みを記載
- ・舞鶴市地域エネルギービジョンに具体的取り組みを記載

■計画の対象範囲

- ・市内全域(水質、大気、廃棄物等は周辺自治体を含む)

■計画期間

- ・2021年度(令和3年度)～2030年度(令和12年度)

7

2. その他

④第3期舞鶴市環境基本計画について

令和3年6月策定

◆目指すべき環境像

- ・本市における様々な環境問題の現状と国際的な動向や国や京都府の環境対策をめぐり動き等をふまえつつ、長期的視点に立って、21世紀半ば(2050年)を目途に、本市が目指すべき環境像を以下のように設定。

～人も地域も地球も元気～
環境にやさしい持続可能なまちづくり

◆基本目標

- ・目指すべき環境像を実現していくための柱を以下のように設定。

【基本目標】

①脱炭素社会の実現

②循環型社会の確立

③自然との共生社会の確立

④良好な生活環境の確保

2. その他

④第3期舞鶴市環境基本計画について

令和3年6月策定

◆基本目標ごとの取り組み

【1】脱炭素社会の実現

- (1)再生エネルギーの利用促進
- (2)クールチョイス
(COOL CHOICE)の推進
- (3)事業所での取り組み
(グリーンリカバリー)の促進
- (4)気候変動適応策の推進
- (5)交通対策の取り組み促進
- (6)環境(地球温暖化防止)教育の推進



【2】循環型社会の確立

- (1)食品ロス削減の推進
- (2)プラスチックごみの減量・
資源化・適正排出の実施
- (3)リユース(再使用)の推進
- (4)紙ごみの減量・資源化
- (5)ごみの適正処理の実施



9

2. その他

④第3期舞鶴市環境基本計画について

令和3年6月策定

【3】自然との共生社会の確立

- (1)自然と触れ合う機会の排出
- (2)里地・里山・里海の保全の
推進
- (3)野生動物との共生の推進



【4】良好な生活環境の確保

- (1)大気環境の保全の推進
- (2)水環境の保全の推進
- (3)生活環境の保全の推進



- ・本計画に示された環境施策については、市民・事業者・行政がそれぞれの役割に応じて協働し、各主体が互いに連携しながら本計画を推進していくことが必要。

2. その他

⑤プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律について



「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行に向けて

- 令和3年6月4日 成立
令和3年6月11日 公布（令和3年法律第60号）
- 公布後1年以内の政令で定める日から施行

■ 主な政省令・告示事項

- 基本方針
- プラスチック使用製品設計指針
- 使用の合理化
 - 特定プラスチック使用製品（商品の販売又は役務の提供に付随して消費者に無償で提供されるプラスチック使用製品）として定める製品、特定プラスチック使用製品の使用の合理化を行うことが特に必要な業種として定める業種、（勧告等の対象となる）多量提供事業者の要件
 - 提供事業者の判断の基準
- 市区町村の分別収集・再商品化
 - 分別収集物の基準
 - 再商品化計画の認定に関する申請事項、認定基準
- 製造・販売事業者等による自主回収
 - 自主回収・再資源化事業計画の認定に関する申請事項、認定基準
- 排出事業者の排出抑制・再資源化等
 - 排出事業者が取り組む排出の抑制・再資源化等の措置に関する判断の基準
 - 判断の基準の対象から除かれる小規模事業者等、（勧告等の対象となる）多量排出事業者の要件
 - 再資源化事業計画の認定に関する申請事項、認定基準

中央環境審議会循環型社会部会
(令和3年8月5日)配布資料より